

# 税制改革に向けて (要 望)

令和3年10月

一般社団法人 中国経済連合会



## はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化するなか、わが国経済は、製造業等で一定の回復が見られるものの、観光や飲食等を中心に依然として厳しい状況が続いている。感染状況と経済的な影響に目を配りながら一日も早く日常を取り戻し、景気回復の足取りを確実なものにしていかなければならない。

また、世界が急速な変化を遂げるなか、わが国が持続的な成長を可能にしていくためには、デジタル・グリーン等の流れを踏まえた経済社会の変革を力強く推し進めていく必要がある。産業分野においては、研究開発、投資を促進し、競争力の強化、新規成長産業の創出等を図る必要がある。

加えて、わが国人口の減少、少子高齢化は地方圏の衰退・疲弊を加速させており、コロナ禍で芽生えた新しい働き方、地方での生活への関心の高まりを活かして、東京一極集中の是正、活力ある地方の創生を早急に実現していかなければならない。

また、財政健全化、社会保障制度の持続性確保の観点から、より踏み込んだ歳入・歳出改革が必要であり、社会保障費をはじめとする歳出削減を着実に推進していくことが重要である。

中国地域に目を転じると、瀬戸内沿岸部を中心に素材型、エネルギー多消費型の二次産業が多く、人口減少、少子高齢化が顕著な地方中小都市、中山間地域を多く抱えている。また、近年は、水害等の激甚災害が毎年のように発生している状況にある。

地域の持続的な成長のためには、デジタル技術、脱炭素技術等、先端技術を活かした生産性向上、カーボンニュートラルに対応した産業構造への転換、ならびに分散・連携型の地域社会の実現が必要である。さらに、頻発する激甚災害やコロナ禍を踏まえ防災・減災・防疫対策を着実に進め災害に強い地域をつくりあげていかなければならない。

中国地域がこれらの課題に取り組むにあたっては、税制の果たす役割が極めて大きいことから、当連合会は、以下のとおり税制改革に関する要望を取りまとめた。

政府におかれては、本提言を踏まえ、早期に改革を実施していただくよう要望する。

一般社団法人 中国経済連合会  
会 長 荻 田 知 英

## 1. 企業の活力向上に資する法人課税

企業はコロナ後の持続的成長に向けて研究開発，投資を力強く進め，新サービスや新規成長分野の創出，生産・業務システムの変革，構造改革の実現等の取り組みを急がなければならない。

特に中国地域では遅れているデジタル化対応を急ぐ必要があり，また，地域産業への影響の大きいグリーン化対応を計画的かつ戦略的に推し進めていく必要がある。

このため企業の研究開発，変革・構造転換を促す税制が強く求められる。

### (1) 企業の研究開発を促進する法人課税

わが国が世界経済の主要プレーヤーとして存在感を示していくためには，研究開発投資を質・量ともに充実していくことが急務であり，デジタル化，グリーン化をはじめとする企業の積極的な研究開発投資を強力に促進していくことが重要であるため，税制についてもさらに支援の充実が必要である。

また，企業が個社で取り組んでいくだけでなく，他社や大学，自治体，研究機関が連携してイノベーション創出を図っていくことが必要である。

#### ○研究開発税制の更なる拡充・改善

令和3年度税制改正において控除上限の引き上げ，税額控除率の見直し等が行われたが，デジタル化・グリーン化技術の研究開発をはじめ，企業による研究開発投資を質・量ともに充実していく必要がある。研究開発税制におけるカーボンニュートラル技術に対する優遇措置の深堀り，オープンイノベーション型適用にあたっての事務手続きの更なる簡素化等，研究開発税制について引き続き拡充・改善を検討していくことが必要である。

### (2) デジタル化等の構造転換を促進する法人課税

デジタル化等を踏まえた経済社会の構造改革を進めるうえで，企業の変化を前向きに捉え，積極投資を行っていくための後押しをする税制が必要である。

### ○5G投資促進税制の延長・拡充

5GはSociety5.0実現に向けた基幹インフラであり早期の整備を図る必要がある。また、ローカル5Gについても地域課題の解決、企業の生産性向上に向けて早期普及を図る必要がある。令和2年度税制改正において、5G投資促進税制が創設されたが、全国への展開を急ぎ実現していく必要があり、より効果的な整備を進めるため、対象となるアンテナ機器の拡大、共用アンテナの対象化等の拡充・延長を行うべきである。

### (3) 電気・ガス供給業に係る法人事業税

電気・ガス供給業については、かつて地域独占と総括原価主義を根拠として一般の事業と異なる課税標準が適用されてきたが、平成28、29年度の小売全面自由化によって一般の事業と同様の競争環境に置かれている。

### ○電気・ガス供給業に係る法人事業税収入割の見直し

令和2年度税制改正において、発電・小売事業全体の2割程度に外形標準課税の組み入れが行われたところであるが、課税の公平性確保の観点から、引き続き同年度与党税制改正大綱に則り検討を進め、早期に一般の事業と同様の課税方式に統一するべきである。

## 2. 地域の自立・活性化に資する税制

首都圏への一極集中、地方の衰退は、わが国全体での豊かな暮らしの実現、経済社会全体の効率性確保、災害時等のリスク管理の観点からも大きな課題であり、首都圏一極集中是正、活力ある地方創生の実現に向けて国を挙げて取り組んでいくことが必要である。

地域活性化に向けては、魅力ある地域づくりを地域自らが主体的に進めていく必要があり、地域の自立・活性化に資する税制が必要である。

### (1) 地方創生を促進する税制の充実

中国地域を含め、わが国全体で豊かさを実感できる経済社会を実現していくためには、東京から地方へのヒト・モノ・カネの流れの創出、魅力ある地域づくりを行っていかねばならない。地域の主体的な取り組みを支援する税制が必要であるとともに、首都圏一極集中是正を図る思い切った税制が必要である。

### ○地方拠点強化税制の延長・拡充

地方拠点強化税制は、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地方において本社機能を拡充する事業者、東京 23 区から地方に本社機能を移転する事業者に優遇措置を講ずる制度であるが、地方への人の流れをより強力に創り出していくため、本社機能に限定せず事業部門等の施設を対象に追加する等の拡充・延長を行うべきである。

## (2) 地方財政の強化に資する税制

個性豊かで活力に溢れる魅力的な地域づくりを推進していくためには、自立的・機動的な地域経営を可能にするため地方財政の強化が必要である。

### ○地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の見直し

平成 31 年度税制改正において、法人事業税の一部を分離し、地方法人課税の新たな偏在是正措置として特別法人事業税・譲与税が創設されたところであるが、今後とも地方分権改革を進め、更なる地方税の充実を目指すためには、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築が不可欠である。地方の安定財源確保の観点から、引き続き、地域間の偏在性、景気による変動性が大きい地方法人二税（法人住民税・法人事業税）を縮減・廃止もしくは国税に編入し、地域偏在性が小さく税収の安定性も高い地方消費税を拡充することを検討するべきである。

## (3) 中小企業の円滑な事業承継に資する税制

中小企業は、地域の暮らし、産業、技術、雇用を支えており、また、固有のシーズ・技術・ノウハウ等を持つ企業も多く、地域発展のカギを握る重要なプレーヤーである。一方で、高齢化、後継者不足等の課題を抱える企業も多く、こうした中小企業の事業承継、事業譲渡を促し新陳代謝を促していく税制が必要である。

### ○中小企業の事業承継税制の拡充

中小企業の事業承継税制については、平成 30 年度税制改正で法人版、平成 31 年度税制改正で個人事業者版の事業承継税制が創設され、令和 3 年度税制改正では、中小企業の経営資源の集約化に資する税制も創設されているが、中小企業経営者の高齢化、後継者不足は地域にとって依然として深刻な問題であり、事業承継税制の対象要件の緩和、手続きの簡素化等により更に実効性のある制度としていくことが必要である。

#### (4) 地域の観光振興に資する税制

観光振興は地方創生の大きな柱であり，中国地域においては，観光資源の魅力向上に向けて，歴史・文化的資産や自然景観等を活かした広域観光周遊ルートの開発，訪日外国人旅行者の受入環境整備等に，地域を挙げて取り組んでいる。

##### ○国際観光旅客税の地方への配分

地域が取り組む観光振興施策の安定的財源確保の観点から，国際観光旅客税における税収の一定割合を，自由度が高く創意工夫を活かせる交付金あるいは地方譲与税等により，地方に継続的に配分することを検討するべきである。

### 3. 企業の防災・減災対策促進税制

わが国では，近年，温暖化の影響によって大規模な水害・土砂災害が全国各地で頻発しており，巨大地震も今後30年以内に高い確率で発生すると予想されている。

中国地域においても，平成30年7月豪雨をはじめ，大規模あるいは局所的な豪雨災害が毎年のように発生し，南海トラフ地震発生の際にも広範囲にわたって甚大な被害が広がることが予想されており，防災，減災に向けた備えを早急に進めていかなければならない。

企業が，施設・設備の耐震，防水性の向上，安全な場所への移転等を進め災害に備えていくことが，災害に強い経済社会の構築，国土強靱化に資することになるため，企業の防災・減災投資に資する税制が必要である。

##### ○国土強靱化税制の整備

企業が着実に自助努力を積み重ねていくことはもちろん，企業の防災・減災投資等の促進に資する体系的な税制の整備・創設が不可欠であり，優先順位の高いものから順次整備していくべきである。

- ・国土強靱化税制の整備・創設
- ・旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化
- ・情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策
- ・敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策
- ・自家用発電設備等の非常用設備の設置

#### 4. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

自動車産業は、中国地域の雇用を支える基幹産業であり、また、自動車は地域において公共交通を補完する重要な移動手段となっている。加えて、自動車を取り巻く環境も、2050年カーボンニュートラル、自動運転等の技術革新、カーシェアリングの普及、地域公共交通ニーズの高まり等、大きな変化が見られるようになっている。

##### ○自動車関係諸税の抜本的見直し

自動車関係諸税については、自動車を取り巻く情勢変化を踏まえつつ、受益と負担のあり方、取得時税負担の軽減、制度の簡素化等の観点から、中長期的な視点で抜本的見直しを検討していくことが必要である。

##### ○電動車・電動二輪車等に対する減免措置

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、電動車、電動二輪車に対する減免措置を講じるべきであり、併せて、普及に係る充電スポット等のインフラ設備に対する固定資産税の減免等の措置を講じることも必要である。

#### 5. 財政健全化

わが国は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急的な対策のため過去に経験のない規模の新規国債を発行したが、債務残高が対GNP比で2倍を超え、財政再建が大きな課題となる中、コロナ後早い段階で歳出を削減し平時の状態に戻していくことが重要である。

##### ○自律的な経済成長実現による財政健全化

財政健全化に向けては「経済あつての財政」との考え方が基本であり、当面は、感染拡大防止に万全を期す中で、影響の大きい事業者・個人へ事業継続、雇用確保等のための支援を確実に行っていくことが必要であるとともに、コロナ後を見据えて、グリーン、デジタル、地方創生、少子化対策の重点分野への投資を喚起し、成長と雇用・所得拡大の好循環をつくりだすことで経済成長への足取りを確かなものにしていくことが重要である。



## ○2025年財政健全化目標の着実な達成

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）」において、2025年度の国・地方を合わせたPB（基礎的財政収支）黒字化、ならびに債務残高対GNP比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持したが、内閣府の試算ではPBの黒字化が2年遅れの2027年度になると見込む一方、高い経済成長を実現した上で歳出改革を行えば2025年度の黒字化も不可能ではないという試算も示しており、コロナ下の課題に対処しつつ歳出・歳入両面からの改革を着実に進め、2025年度の財政健全化目標を着実に達成すべきである。

## ○歳出・歳入改革の着実な実行

経済成長を促進しつつ財政再建を実現するうえで徹底した歳出・歳入改革が不可欠である。

新たな成長の原動力となる分野に重点的な配分を行いつつ、ワイズスペンディングの徹底、民間資金・人材の積極活用等を図っていくとともに、全世代型社会保障改革を引き続き推進し社会保障の持続可能性を確保していかなければならない。

また、歳入面では、応能負担の強化を図るとともに、持続的な経済成長に配慮しつつ消費税等の安定財源を確保することについても検討していくことが必要である。

## 6. エネルギー・環境関係税制

中国地域には、自動車・鉄鋼・化学をはじめとする製造業の生産拠点が重層的に集積しており、また、CO<sub>2</sub>排出量の多いエネルギー多消費型産業の比率も高く、全国平均を大きく上回っている。

### ○地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策税は、エネルギーコストの上昇要因となり、企業の国際競争力に大きな影響を与えている。また、税収実績や具体的使途が明らかにされておらず、エビデンスに基づく定量的な削減効果の検証もなされていない。こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策税については、その実績・効果を検証したうえで、制度の廃止を含め、抜本的な見直しを検討することが必要である。

○新たな炭素税等

新たな炭素税等については、安易に導入すれば、エネルギーコストの更なる上昇等からわが国企業の国際競争力低下、長期温暖化対策に必要な技術開発・投資の阻害要因となることが懸念されることから、炭素国境調整措置の動向等を注視しつつ、産業の競争力強化や企業の研究開発促進につながるものとなるよう、既存のエネルギー関係諸税の総合的な見直しとセットで検討していく必要がある。

以 上